様式　３２

開発行為等により設置された公共施設の管理に関する協定書

　善通寺市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、開発行為等により設置された公共施設（以下「公共施設」という。）について、その機能を維持するため、都市計画法第39条の規定に基づき、下記のとおりその管理に関する協定を締結する。

第１条　この協定は次のものについて適用する。

　土地の所在

　公共施設の種類

第２条　公共施設の管理を円滑に行うため、別紙のとおり管理基準を定めるものとする。

第３条　乙は、管理業務に当たり、公共施設の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という。）を行わなければならない。

２　乙は、管理業務に当たり、公共施設の機能を維持するうえで必要な修繕及び点検・清掃等を行うものとする。

３　管理業務に要する費用は、すべて乙の負担とする。

第４条　公共施設の設置又は管理の瑕疵等により第三者に損害を生じたときは、乙がその賠償の責めを全て負うものとする。

第５条　乙は、転居等に伴い公共施設の管理権を第三者に譲渡しようとするときは、その第三者に対し、当該協定を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければいけない。

第６条　本協定の有効期限は、協定締結日からその管理する施設の用途を廃止する日までとする。

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定条項中疑義の生じた事項については、甲乙両者が別途協議のうえ、決定する。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　香川県善通寺市文京町二丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　善通寺市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　 表　 者　　市　長　平岡　政典

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者名

【公共施設の管理基準】

【道路】

　○開発行為等により設置された道路のうち、別に定める市道認定基準の要件を満たすものは、市の管理とする。ただし、道路が設置されてから、市道認定されるまでの間については、申請者の管理とする。

　○上記要件に満たない道路については、法第３２条の協議を経て、管理協定を締結後、申請者の管理とする。

【下水道施設】

　○公共下水道認可区域内かつ供用開始区域内において、開発行為等により設置された道路に敷設する下水道施設は市の管理とする。

　○公共下水道認可区域外において、開発行為等により合併浄化槽を設ける場合は申請者の管理とする。

　○公共下水道認可区域内であっても、管渠敷設がなされていない等、供用が開始されておらず、開発行為等により合併浄化槽を設ける場合は、将来公共下水道に接続されるまでの間は、申請者の管理とする。

　○上記の管理が、市に移行する際、管理担当課と立ち会い検査を実施するものとする。

【水道施設】

　○開発行為等により設置された道路内に埋設する水道施設は、市の管理とする。

　○上記の管理が、市に移行する際、管理担当課と立ち会い検査を実施するものとする。

【公園施設】

　○法第３２条第２項の協議に基づき設置された公園は、管理協定を締結後、申請者の管理とする。

【その他公共施設】

　○法第３２条第２項の協議に基づき設置された施設は、管理協定を締結後、申請者の管理とする。

※その他、事前協議の際、指示された事項については、遵守すること。